

鳥取県公報

令和5年8月8日(火) 第9522号

毎週火·金曜日発行

| | | | 目 | 次 |
|------------|----|------------|---|---|
| \Diamond | 告 | 示 | 漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結に 起人の届出(389) (水産振興課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 等の知事管理漁獲可能量の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| | Δ. | # . | 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任(猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 | |
| | 公 | 告 | 無式の操作及び射撃の技能に関する講首の開催 警備業法に基づく検定の実施(2件)(")・ | |
| | | | | |

示

鳥取県告示第389号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法(昭和27年 法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規 定により、次のとおり告示する。

令和5年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 届 出 | 事 項 | | 指定漁船調 | 書の縦覧 |
|--------------------|-------------|---|------------|----------|
| 発起人の住所及び氏名 | 加入区の 名 称 | 漁船損害等補償法 第113条第1項の 申出の相手方とな る漁業協同組合の 名称 | 場所 | 期間 |
| 岩美郡岩美町大字大谷2182-102 | 岩美加入区 | 鳥取県漁業協同 | 岩美郡岩美町大字 | 令和5年8月8 |
| 田中 範彦 | | 組合 | 大谷2182-470 | 日から同月22日 |
| 岩美郡岩美町大字網代118-138 | | | 鳥取県漁業協同組 | まで |
| 川口順一 | | | 合網代港支所 | |
| 東伯郡湯梨浜町大字宇谷1237 | 泊中部加入区 | 鳥取県漁業協同 | 東伯郡湯梨浜町大 | |
| 谷岡 昭浩 | | 組合 | 字泊1584 | |
| 東伯郡湯梨浜町大字泊1465-3 | | | 鳥取県漁業協同組 | " |
| 紅盛 久雄 | | | 合泊支所 | |

鳥取県告示第390号

令和5年鳥取県告示第100号(令和5管理年度におけるくろまぐろ(小型魚)等の知事管理漁獲可能量について) により告示したくろまぐろ(小型魚)の知事管理区分及び知事管理漁獲可能量について、令和5年7月26日に次 のとおり変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により 公表する。

令和5年8月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 特定水産資源 | 知事管理 | 知事管理漁獲可能量 | | |
|-------------|--------------|------------|-------|--------|
| 村足小座頁伽 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| くろまぐろ (小型魚) | 鳥取県沿岸くろまぐろ漁業 | 鳥取県くろまぐろ漁業 | 5.7トン | 15.7トン |

鳥取県告示第391号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅 サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

| 事業者の名称 | 指定に係る事 | 指定に係る事 | 足山年日日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|--------|--------|---------|-----------|---------------|---------|
| 又は氏名 | 業所の名称 | 業所の所在地 | 届出年月日 | 施 正平月日 | リーヒスの種類 |
| 株式会社エル | エルルの訪問 | 米子市両三柳 | 令和5年7月21日 | 令和5年8月31日 | 訪問看護 |
| フィス | 看護 | 193 — 3 | | | |

鳥取県告示第392号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

令和5年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

| 事業者の名称 | 指定に係る事 | 指定に係る事 | 届出年月日 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|--------|--------|---------|-----------|------------|---------|
| 又は氏名 | 業所の名称 | 業所の所在地 | 伸出平月日 | 第11年月日 | リーころの性類 |
| 株式会社エル | エルルの訪問 | 米子市両三柳 | 令和5年7月21日 | 令和5年8月31日 | 介護予防訪問看 |
| フィス | 看護 | 193 — 3 | | | 護 |

鳥取県告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称 | | 障害福祉サービス の種類 | 指定年月日 |
|--------|------------|----------------------------------|-----------|-----------------|--------|
| 社会福祉法人 | 米子市皆生温泉 | 生活介護よろこび | 米子市皆生温泉三丁 | 生活介護 | 令和5年8月 |
| カラフル | 三丁目 1-7 | | 目 1 - 7 | | 1 目 |
| " | " | 短期入所かけはし | " | 短期入所 | " |
| " | " | 短期入所ふくろう | " | " | " |
| 11 | 11 | グループホームつな がり | II | 共同生活援助 | IJ |

鳥取県告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に 基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法 第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ている事業所の名称 | 指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ている事業所の所在 地 | | 廃止年月日 |
|--------|------------|-------------------------------------|--|--------|-----------|
| 特定非営利活 | 米子市両三柳 | 生活介護よろこび | 米子市皆生温泉三丁 | 生活介護 | 令和5年7月 |
| 動法人こども | 3902 | | 目 1 - 7 | | 31日 |
| スマイルプロ | | | | | |
| ジェクト | | | | | |
| " | " | 短期入所かけはし | JJ | 短期入所 | " |
| " | IJ | 短期入所ふくろう | JJ | 11 | <i>II</i> |
| 11 | II | グループホームつな がり | II | 共同生活援助 | IJ |

鳥取県告示第395号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる 命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美由紀

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

西伯郡大山町の一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

令和5年9月15日から同年11月15日まで

2 森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤に よるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び 樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常に まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

- 5 その他必要な事項
 - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに 提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び西部総合事務所農林局並びに大山町役場に備 え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第396号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務 の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和5年8月8日

鳥取県知事 平 井 治

1 委任させた事務

鳥取県保育士等修学資金貸付の返還金の収納に関する事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県子ども家庭部子育て王国課

課長補佐 山下 直人

3 委任期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

鳥取県告示第397号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務 の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和5年8月8日

鳥取県知事 平 井 治

1 委任させた事務

鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)第11条第1項又は第2項の規定により 返還される育英奨学資金(過払金を含む。)及び鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則(平成14年鳥取 県教育委員会規則第23号) 附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の 鳥取県進学奨励資金貸与規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号)第14条第1項の規定により返還される 進学奨励資金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県教育委員会事務局人権教育課

係長 羽原 加奈子

主事 平田 峻輝

会計年度任用職員 宗元 暢

会計年度任用職員 中河 加代子

3 委任期間

令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の 操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

令和5年8月8日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している **もの**

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

| 日時 | 場所 | 射撃の実施方法 | 使用実包 | 受講定員 |
|-----------|-------------|---------|-----------|------|
| 令和5年9月3日 | 倉吉市葵町690-1 | トラップ射撃 | 7 1/2号の散弾 | 6人 |
| 午前9時から午前 | 倉吉市営射撃場 | | | |
| 11時30分まで | | | | |
| 令和5年9月11日 | 西伯郡南部町鴨部933 | | | 5人 |
| 午後1時から午後 | 米子国際射擊場 | " | " | |
| 4時まで | | | | |
| 令和5年9月25日 | | | | |
| 午後1時から午後 | II. | JJ | " | " |
| 4時まで | | | | |
| 令和5年9月23日 | 鳥取市覚寺768-1 | | | 6人 |
| 午前9時から正午 | 鳥取クレー射撃場 | " | " | |
| まで | | | | |

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

| 日時 | 場所 | 射撃の実施方法 | 使用実包 | 受講定員 |
|-----------|------------------|-----------|--------|------|
| 令和5年9月5日 | 岡山県岡山市北区御津伊田2291 | 大口径ライフル銃等 | 大口径ライフ | 5人 |
| 午前10時から午後 | 御津ライフル射撃場 | 射撃 | ル銃等に適合 | |
| 2時30分まで | | | する実包 | |
| 令和5年9月12日 | | | | |

| 午前10時から午後 | n . | n, | " | " |
|-----------|--------------|----|---|----|
| 2時30分まで | | | | |
| 令和5年9月19日 | | | | |
| 午前10時から午後 | n | " | " | " |
| 2時30分まで | | | | |
| 令和5年9月26日 | | | | |
| 午前10時から午後 | n | " | " | " |
| 2時30分まで | | | | |
| 令和5年9月26日 | 岡山県真庭市仲間1810 | | | 3人 |
| 午前9時から正午 | 湯原国際クレー射撃場 | " | " | |
| まで | | | | |

3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,700円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110) 又は住所地を管轄する 警察署に問い合わせること。

警備業法(昭和47年法律117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家 公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和5年8月8日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
 - 施設警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験

令和5年11月15日(水)午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和5年12月19日(火)午前9時30分から午後5時まで

- 3 実施場所
 - (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室

(2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

5名

- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 施設警備業務の管理に関すること。
 - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 施設警備業務の管理に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 施設警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の 交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間

令和5年10月23日(月)から同月27日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)。 なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地 を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属す ることを疎明する書面
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ ートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
 - (1) 検定手数料 16,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23 -0110(代))にすること。

警備業法(昭和47年法律117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家 公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和5年8月8日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

施設警備業務 2級

- 2 実施日時
 - (1) 学科試験

令和5年11月15日(水)午前9時30分から午前11時まで

令和5年12月20日(水)午前9時30分から午後5時まで

- 3 実施場所
 - (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室

(2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

5名

- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

令和5年10月23日(月)から同月27日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)。 なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地 を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属す
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ ートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
 - (1) 検定手数料 16,000円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。
- 11 その他
 - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23 -0110(代))にすること。